



基安安発 0827 第 2 号
令和元年 8 月 27 日

一般社団法人日本建設業連合会 会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

墜落制止用器具に係る質疑応答集の改訂について

墜落制止用器具については、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 184 号）が平成 30 年 6 月 8 日に、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 75 号）及び安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示（平成 30 年厚生労働省告示第 249 号）が平成 30 年 6 月 19 日に、墜落制止用器具の規格（平成 31 年厚生労働省告示第 11 号）が平成 31 年 1 月 25 日に公布又は告示され、平成 31 年 2 月 1 日に施行されました。さらに、改正法令の具体的な運用について、平成 30 年 6 月 22 日付け基発 0622 第 2 号により、ガイドラインが策定されたところです。

これら法令の内容等について、質疑が多数寄せられていることから、平成 30 年 11 月 20 日付け基安安発 1120 第 2 号により質疑応答集を送付いたしました。今般別添のとおり改訂したので、ご参考までに送付いたします。

おって、別添と同様の内容の質疑応答集を、厚生労働省のウェブページにも掲載予定ですので、申し添えます。

墜落制止用器具に係る質疑応答集

令和元年 8 月

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

目次

1	墜落制止用器具の定義	2
2	施行日及び経過措置	2
3	墜落制止用器具の選択	4
4	特別教育の対象作業	5
5	特別教育の科目の省略	7
6	特別教育の実施者	10
7	特別教育の記録	11
8	その他	12

(注記)

旧規格：「安全帯の規格」(平成 14 年厚生労働省告示第 38 号)

新規格：「墜落制止用器具の規格」(平成 31 年厚生労働省告示第 11 号)

1 墜落制止用器具の定義

【質問 1-1】

安全帯と墜落制止用器具はどう違うのか。

(答)

「墜落制止用器具」には、従来の「安全帯」に含まれていたワークポジショニング（身体を作業箇所に保持すること）用の器具である旧規格のU字つり用胴ベルト型安全帯（以下「U字つり用胴ベルト」といいます。）は含まれません。

なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来の呼称である「安全帯」、「一本つり胴ベルト型安全帯」、「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2 施行日及び経過措置

【質問 2-1】

施行日（2019年2月1日）以降、一本つりの胴ベルト型は高さ 6.75 メートルを超える箇所で使用できなくなるのか。経過措置はないのか。

(答)

胴ベルト型墜落制止用器具（いわゆる、新規格に適合する胴ベルト）は使用できません。

ただし、経過措置により、2019年8月1日以前に製造された安全帯（胴ベルト型（一本つり、U字つり）、ハーネス型のいずれも含む。）であって、旧規格に適合しているものについては、2022年1月1日までの間、要求性能墜落制止用器具とみなされますので、高さに関わらず使用可能です。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年 以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日 (1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間					使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)												×
安全帯の規格改正 (予定)					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能				販売可能												×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

【質問 2-2】

施行日（2019年2月1日）以降、U字つり用胴ベルトは使用できなくなるのか。
経過措置はないのか。

（答）

U字つり用胴ベルトについては、ワークポジショニング用の器具として使用することは差し支えありませんが、施行日（2019年2月1日）以降、墜落制止用器具には該当しませんので、高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合、墜落制止用器具（フルハーネス型又は一本つり胴ベルト型（高さ6.75メートルを超える箇所ではフルハーネス型））との併用が必要になります。

ただし、経過措置により、2019年8月1日以前に製造された安全帯（胴ベルト型（一本つり、U字つり）、ハーネス型のいずれも含む。）であって、旧規格に適合しているものについては、2022年1月1日までの間、要求性能墜落制止用器具とみなされますので、高さに関わらず使用可能です。

3 墜落制止用器具の選択

【質問3-1】

高さ6.75メートルを超える箇所での作業と、高さ6.75メートル以下の箇所での作業が混在するとき、常時フルハーネス型を使ってもよいか。

(答)

問題ありません。

フルハーネス型は高さによる使用制限はなく、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（平成30年6月22日付け基発0622第2号）「第4 墜落制止用器具の選定」の「1 基本的な考え方」においても、「墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること」とされています。

さらに、取付設備の高さや作業者の体重に応じたショックアブソーバのタイプとランヤードの長さ（ロック付き巻取り器を備えるものを含む。）を適切に選択することも必要です。

【質問3-2】

今回の法令改正によって、墜落制止用器具を使用しなければならない作業はどのように変わったのか。

(答)

2019年2月1日施行の法令改正に伴い、墜落制止用器具（安全带）の使用義務の範囲が変更されたわけではありません。これまで「安全带」の使用を義務付けていた作業について、「安全带」に代わり「要求性能墜落制止用器具」の使用が義務付けられることとなったものです。

【質問3-3】

外国で製造されたフルハーネス型や一本つり胴ベルト型は使用できるのか。

(答)

新規格に適合しているものについては使用可能です。

新規格に適合していないものについても使用できる場合がありますが、新規格に適合するものと同様以上の性能又は効力を有していることにつき、厚生労働省労働基準局長の認定を受け、新規格第10条に基づく適用除外に該当する必要があります。新規格のどの部分に適合せず、またその部分が新規格と同様以上の性能又は効力を有していることを確認の上、お近くの都道府県労働局にご相談ください。

4 特別教育の対象作業

【質問4-1】

高さ2メートル以上の箇所でフルハーネス型を使っている人は、全員、特別教育を行わなければならないのか。

(答)

法令で特別教育が義務付けられるのは、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務」に限られます。

したがって、作業床が設けられている箇所における作業、胴ベルト型墜落制止用器具を用いて行う作業については、特別教育は義務づけられません。

なお、旧規格に適合しているフルハーネス型安全帯を使用して、高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて作業を行う場合においても、特別教育は必要です。

【質問4-2】

特別教育を受けた者でなければフルハーネス型の使用はできないのか。

(答)

特別教育を受講されていない方であっても、作業床が設けられた箇所での作業ではフルハーネス型を使用できます。

特別教育の対象作業（【質問4-1】参照）と、フルハーネス型の使用義務がある作業（高さ6.75メートルを超える高さ）は、条件が異なります。

【質問4-3】

高所作業車を用いた作業についても、特別教育を行わなければならないのか。

(答)

高所作業車のバスケット内での作業であれば、通常、作業床があると認められるため、特別教育は義務付けられません。

なお、高所作業車（作業床が接地面に対し垂直方向にのみ上昇し又は下降する構造のものを除く。）のバスケット内で作業する場合であっても、高さが6.75メートルを超える箇所で作業を行う場合には、フルハーネス型墜落制止用器具等の使用が義務付けられます。

【質問4-4】

「作業床」とはどのようなものか。

(答)

法令上具体的な定義はありませんが、一般的には、足場の作業床、機械の点検台など作業のために設けられた床を指します。また、ビルの屋上、橋梁の床板など、水平で平面的な広がりを持った建築物の一部であって、通常その上で労働者が作業することが予定されているものについても作業床となると考えられます。

具体的な判断は、所轄の労働基準監督署にご相談ください。

【質問4-5】

身を乗り出す作業、手すりがない場所や開口部での作業について、特別教育が必要か。

(答)

一般的に、作業床上での作業であれば特別教育は義務付けられません。具体的な判断は、所轄の労働基準監督署にご相談ください。

なお、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けること又は労働者に墜落制止用器具を使用させること等が義務づけられます。

【質問4-6】

高さ2メートル以上の箇所で作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型墜落制止用器具を着用して通行や昇降をするだけの場合、特別教育は必要か。

(答)

「通行」や「昇降」をするだけの場合、特別教育は必要ありません。

【質問４－７】

「通行」「昇降」の定義はあるか。工事の進捗確認、点検なども「通行」「昇降」に含まれるか。

(答)

法令上の定義はありませんが、一般的に、「通行」とは、通っていくという意味、「昇降」とは、昇ったり降りたりするという意味であり、それ以外の行為（工事の進捗確認、現場巡視、点検など）は、「通行」や「昇降」にはあたりません。

ただし、昇降を主たる目的として、昇降しながら昇降用の設備（はしご等）の健全性等を確認するような場合は「昇降」に含まれます。

5 特別教育の科目の省略

【質問５－１】

特別教育は、施行日（2019年2月1日）までに、労働者全員が受けなければならなかったのか。未受講者は早急な受講が必要か。科目の省略はないのか。

(答)

一般には、必ずしも全員ではなく、高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務に就く者は、2019年2月1日までに特別教育を受講している必要がある、未受講者は受講が必要です。ただし、一定の経験のある者については、以下のとおり、一部の科目の省略が可能です。（平成30年6月22日付け基発0622第1号）

- ① 施行日（2019年2月1日）時点において、高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところでフルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、「作業に関する知識」、「墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識」、「墜落制止用器具の使用方法等」の科目を省略できます。
- ② 施行日（2019年2月1日）時点において、高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところで胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、「作業に関する知識」の科目を省略できます。
- ③ 足場の組立て等特別教育受講者又はロープ高所作業特別教育受講者は、「労働災害の防止に関する知識」の科目を省略できます。

なお、施行日（2019年2月1日）より前に、改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を施行日以降に再度受講する必要はありません。

<参考：特別教育について（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第41号、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）第24条）>

<学科教育>

科目	範囲	時間
作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1時間
墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用法	2時間
労働災害の防止に関する知識	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項	0.5時間

<実技教育>

科目	範囲	時間
墜落制止用器具の使用 方法等	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間

【質問5-2】

「足場の組立て等作業主任者技能講習」の修了者は、特別教育の科目を省略できるか。また、「とび技能士」などは特別教育の一部省略はできないのか。

(答)

特別教育の一部省略の条件等は【質問5-1】(答)のとおりですので、「足場の組立て等作業主任者技能講習の修了」や「とび技能士」をもって特別教育の一部の科目の省略はできません。【質問5-1】(答)の要件に該当するかどうかで判断してください。

【質問5-3】

科目省略の要件に、「6月以上従事した経験」とあるが、この経験は胴ベルト型又はフルハーネス型を用いた作業であれば、どのような作業でもよいのか。

(答)

高さが2メートル以上の箇所で作業床を設けることが困難なところにおける作業であれば、作業内容に限定はありませんが、「6月以上従事した経験」に該当するためには、継続的にその作業に就いていた経験を有する必要があります。

【質問5-4】

「6月以上従事した経験」の証明に、定められた基準はあるのか。

(答)

一般的には、当該労働者を雇用する(していた)事業者が証明することになると思われます。

証明に関して、法令で定められた基準・様式等はありません。

【質問5－5】

「6月以上従事した経験」の考え方について、特別教育受講時点では6ヶ月の経験がないが、施行日（2019年2月1日）時点では6ヶ月以上の経験がある見込みであるとき、特別教育の一部省略はできるのか。

（答）

6ヶ月以上の経験を見込み、施行日より前に科目の一部を省略して特別教育を受講いただくことは問題ありません。

ただし、施行日において経験が足りない場合には、省略した科目の補講が必要となりますので、ご注意ください。

6 特別教育の実施者

【質問6－1】

特別教育は、外部の教育機関で受講しなければならないのか。

（答）

法令では、事業者には、特別教育の実施を義務付けておりますので、事業者が自ら特別教育を実施するのは、当然、差し支えありません。

【質問6－2】

特別教育の講師要件はあるのか。

（答）

特別の資格要件はありませんが、特別教育の科目について十分な知識、経験を有する者でなければなりません。（昭和48年3月19日付け基発第145号）

7 特別教育の記録

【質問7-1】

特別教育の修了証や書類の保存義務はあるのか。

(答)

事業者は、特別教育を行ったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成し、これらを3年間保存しなければなりません。

【質問7-2】

修了証の様式はあるのか。

(答)

ありません。

修了証は特別教育の実施者が自主的に発行しているものです。

8 その他

【質問 8-1】

高さを算定する場合の基準点は地上となるか。屋根や足場は基準点となるか。

(答)

原則として地上（GL）を基準としますが、十分な広さを持つコンクリート床面の上方で高所作業を行う場合など、さらにそこから墜落することが想定できない場合などについては、その高さを基準点とすることができます。

また、マンホールに入る作業など、地下での作業においては、作業場所から墜落し得る地点までの高さが作業時の高さとなります。

具体的な判断は、所轄の労働基準監督署にご相談ください。

【質問 8-2】

フルハーネス型を購入する際に補助金があると聞いたが、どのようなものか。

(答)

旧規格の機械等（安全帯等）の、新規格の機械等（フルハーネス型墜落制止用器具等）への更新等を促進する目的で、「既存不適合機械等更新支援補助金事業」を設けました。当該補助金においては、新規格を満たし、かつ、追加の安全措置が2項目以上講じられている機械等が対象となります。当該補助金交付決定前に購入されたものについては当該補助金は交付されませんのでご注意ください。

また、当該補助金は間接補助金であるため、執行団体を通じて交付されます。平成31年度（令和元年度）の執行団体は「建設業労働災害防止協会」であり、本年度第1回の申請受付期間は7月1日～末日までですが、第2回の申請受付は9月を予定しています。申請手続き等につきましては、同協会のホームページ等をご確認ください。

なお、当該補助金は、事業場の規模や機械等の安全性等を同協会内に設置される有識者による審査委員会において審査した上で競争的に交付決定されます（先着順ではありません）。申請すれば必ず補助金が交付されるものではありませんので、ご注意ください。

(当該補助金の要綱等は https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03667.html)

当該補助金の申請先につきましては、建設業労働災害防止協会

(<https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/index.html>) となります。